

# 相続登記は お済みですか？



令和6年4月1日から  
**相続登記が義務化**されます。  
お近くの司法書士にご相談ください。

相続登記手続きを放置しておくと  
相続権のある人が増えていき  
様々なトラブルのもとになります

遺言について  
相談したいな

亡夫名義のままで  
大丈夫かしら？

消し忘れている担保権の調査等  
速やかな対応が権利や財産を守り  
争いを防止することになります

## 相続登記 無料相談開催！

**期間** 2月1日(水)～2月28日(火)

**時間** 毎日 午前10時～午後4時  
(土・日・祝日を除きます)

**場所** 県下各司法書士事務所

### 2月3日(金)無料相続セミナー開催

和歌山地方法務局本局及び各支局において  
面談相談会や遺言書に関する講演会をおこないます。

詳しくは下記まで

相談会お問い合わせ：和歌山県司法書士会 電話 073-422-0568

講演会お問い合わせ：和歌山地方法務局 電話 073-422-5131

共催：和歌山県司法書士会 和歌山地方法務局 和歌山公証人会

上記期間以外でも相続に関するご相談は、

**司法書士総合相談センター**（電話 073-422-4272）

**相続登記相談センター**（電話 073-422-0568）

で受け付けております。

※簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。  
(写真提供：日本司法書士会連合会)

お問い合わせ

**和歌山県司法書士会**

和歌山市岡山丁 24 番地

【TEL】 073-422-0568

和歌山県司法書士会

検索

